

国立大学法人小樽商科大学における教員の任期に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）における教員の任期について必要な事項を定める。

(任期を定めて採用する教員の職等)

第2条 任期を定めて採用する教員の職等は、別表のとおりとする。

(採用される者の同意)

第3条 任期を定めて教員を採用する場合には、別紙様式により、採用される者の同意を得なければならない。

(周知)

第4条 この規程を制定し、又は改廃したときは、本学が発行する広報誌等により、広く周知を図るものとする。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年10月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月17日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年10月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年2月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月17日から施行する。

別表

教育研究組織	対象となる職	任 期	再任に関する事項	根拠規定
本学における全ての教育研究組織を対象とする	テニュアトランク制を適用して採用された教授、准教授または講師	採用時に定める	再任可。ただし、業績審査により、任期の定めのない教員とすることができる。	法第4条 第1項 第1号
グローカル戦略推進センター産学官連携推進部門 地（知）の拠点整備事業	准教授	2年4月。ただし、平成25年12月2日以降に採用された場合の任期の末日は、平成28年3月31日までとする。	事業の中間評価の結果により、再任可。ただし、再任にあたっては、再任審査を行う。なお、再任の場合の任期は2年とし、3回を限度とする。	法第4条 第1項 第3号
グローカル戦略推進センター産学官連携推進部門 文理融合型大学間連携事業	准教授	採用日から平成31年3月31日までとする。	再任可。ただし、再任にあたっては、再任審査を行う。なお、再任の場合の任期は3年とし、1回を限度とする。	法第4条 第1項 第3号
グローカル戦略推進センター グローカル教育部門 大学改革推進事業	助教	採用日から平成30年3月31日までとする。	事業の中間評価の結果により、再任可。ただし、再任にあたっては、再任審査を行う。なお、再任の場合の任期は2年とし、1回を限度とする。	法第4条 第1項 第3号

アドミッションセンター 「グローカル人材」評価型入試制度創設事業	准教授又は助教	採用日から平成31年3月31日までとする。	再任可。ただし、再任にあたっては、再任審査を行う。なお、再任の場合の任期は3年とし、1回を限度とする。	法第4条 第1項 第3号
グローカル戦略推進センター産学官連携推進部門	教授又は准教授	採用日から令和4年3月31日までとする。	再任不可	法第4条 第1項 第3号
大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻	准教授 又は講師	採用日から令和4年3月31日までとする。	再任不可	法第4条 第1項 第3号

別紙様式

同 意 書

年 月 日

小樽商科大学長 殿

氏 名 印

私は、国立大学法人小樽商科大学（教育研究組織・職）に就任するに際し、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第5条第1項及び国立大学法人小樽商科大学における教員の任期に関する規程第3条に基づき、下記の任期により採用されることに同意します。

記

任期 年 月 日 ~ 年 月 日